

復興支援ツアー

サンマ漁で有名な女川町(宮城県)を訪問した。復興支援ツアーである。約1000名の命が失われ、9割近くの建物が倒壊していた。甚大な被害である。震災に伴う津波が原因である。その津波から奇跡的に逃げ延びた女性が案内してくれた。淡々とした話し振りだったが、その生々しさに参加者一同言葉を失った。帰りには誰もが多くの土産を買った。



(竹内)

年末調整のご案内

1. 必要書類

① 扶養控除等(異動)申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下の人をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の人は108万円以下)をいいます。ただし、事業専従者給与をもらっている人は、扶養親族から除かれます。

また、本年中に、出産、死亡、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署から是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

本年より、生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用はできません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満(給与のみなら収入が103万円超141万円未満)の配偶者だけです。

<添付書類> ※すべて**本人が支払った**もののみ該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分もOK
※扶養の有無を問いません

※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

- (ア) 今年入社の人→前職の源泉徴収票
- (イ) 住宅借入金等特別控除がある人(2年目以降)→年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

2. 今年からの変更点

- ① 生命保険料控除が変わり、各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。
- ② 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。
- ③ 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(坂田)



改正高齢者雇用安定法の実施及び運用に関する指針

高齢者雇用安定法が改正され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されます。

これにより、**継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定める仕組みが廃止**されました。「心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等」を除く、希望者全員を継続雇用制度の対象にしなればなりません。65 歳未満の定年制を採用し、65 歳までの継続雇用の対象者を労使協定で限定している企業は、賃金制度の見直しや就業規則の変更など**制度の見直し**が必要です。平成 25 年 4 月から厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに対応して、定年・継続雇用制度の見直しをお願いします。

(岩佐)



12月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事＞（労働基準監督署）
- 15日 勤労青年者旅客運賃割引証交付申請書（第2種）の提出＜11月20日～翌年1月25日＞（労働基準監督署）
- 31日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

12月の税務

- 1 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 2 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 3 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限…12月中に市町村の条例で定める日
- 4 11月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（24年6月～11月分）の納付
納期限…12月10日
- 5 7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日
- 6 10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
申告期限…平成25年1月4日

- 7 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成25年1月4日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成25年1月4日
- 9 4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
申告期限…平成25年1月4日
- 10 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成25年1月4日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヵ月分）＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成25年1月4日

リスマネ委員会

個人のためのライフプランニング（4. 老後資金の準備）

老後必要な資金の額は人それぞれですが、一般に、最低限の生活を送るために必要な金額は、夫婦で月25万円、趣味などを楽しめる余裕のある生活を送るには月38万円が必要だと言われています。

Q. 老後のために準備しておくべき金額は？

A. 60歳時に準備しておくべき金額は、以下の I+II-III-IV の金額となります。

- I. 60歳以降の生活費
85歳までの25年間で考えますと、25万円×12か月×25年間=7,500万円
- II. その他必要なお金
医療費・介護費用・交際費など予備費的なもの・・・500万円～1,000万円程度
住宅のリフォーム・修繕など・・・300万円程度
- III. 入ってくる公的年金
- IV. 退職金

自営業などで国民年金の場合には、公的年金からの収入額が少ないケースが一般的です。また、経営者の方はご自身の退職金の準備も必要です。短期間で準備出来る金額ではありませんので、計画的に準備をしておくことが大切です。保険会社の個人年金や、確定拠出型年金、逓増定期保険等を活用しておくのも有効な対応策の一つだと思います。



来月号では、「5. 相続対策」について解説します。

(近藤)

□■□ 厚生労働省が新助成金を設立 □■□

厚生労働省は、現在の建設雇用改善助成金を廃止し、若年労働者の確保と育成や技能承継に重点を置いた新助成金「建設労働者確保育成助成金」を2013年度に創設し、内容など大枠が固まっているようです。

- (1) 職務や職能に応じた処遇制度やキャリアパス制度（昇進・昇格基準）を就業規則等の内容を変更して導入した場合 ⇒ 定額 40 万円
- (2) 若年者を雇用した会社 ⇒ 20 万円が上乘せ
※上記(1)(2)を併せて最大 60 万円の助成金を受けることが可能となりました。
- (3) 研修制度や人間ドッグ受診の制度などを導入した場合 ⇒ 定額 30 万円を助成されます。

また、建設雇用改善助成金の中で最も利用する企業が多かった「認定訓練」は、新助成金でも継続されることになっているようです。

(待田)

会計制度

□■□ 税効果会計① □■□

パナソニックが10月31日に発表した2012年4～9月期の連結決算は、最終損益が6,851億円の赤字（前年同期は1,361億円の赤字）となりました。ソーラーや民生用リチウムイオン電池などで事業構造改革費用が発生したことも赤字要因の一つですが、何ととっても繰延税金資産の取り崩し（4,125億円！）が主たる要因だといえるでしょう。では、なぜパナソニックは繰延税金資産を取り崩さなければならなかったのでしょうか？

一般的に、繰延税金資産は「税金の前払」のようなもの、と言われます。他の前払金や前払費用と異なり、様々な仮定を置いた上で見積り計算を実施し、計上されるのが「繰延税金資産」です。

詳しくは来月からご説明します。

(渡邊)

医療係

□■□ 個人事業主の交際費 □■□

個人事業主の税務上必要経費として認められる交際費は、所得税法上は、「もっぱら個人事業の業務の遂行上直接必要と認められるもので、その必要である部分を明らかに区分することが出来る場合」と定められています。

具体的には

- ① 支出の目的 …「交際費、接待費、機密費その他の費用」
事業を円滑に経営していくための支出
- ② 支出の相手先 …「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」
患者、提携病医院、薬局、出入り業者、医師会関係者、自院勤務医・看護師・職員などの内部利害関係者
- ③ 行為の形態 …「接待、供応、慰安、贈答、その他これに類する行為」
お中元、お歳暮、旅行や食事への接待行為等

上記の3要件を全て満たすものと規定されています。



原則的には、個人事業主の皆様が業務を進める上で必要不可欠な費用であれば、交際費を必要経費として扱う上限金額は、定められていません。つまり、税務上は、上限がなく必要なだけ使えます。しかし、不明瞭な交際費や売上げに見合わない交際費額は、税務調査の際に問題となる場合がありますので、相手先等を分かるようにしておく事が必要かと思われます。

(田中)

□■□ 相続税の納税資金③ □■□

今回は、会社の経営者の方の相続税の納税資金について考えてみましょう。会社の経営者の場合、相続税が意外とかかる財産として、会社への貸付金、給料等の未払金、自社株 等があります。過去に会社の経営が順調だった場合などには、1株500円で出資した株式が、知らぬ間に数十万円の相続税評価額となっていた、というケースもあり得ます。このような場合の相続税の納税資金の確保方法として以下の方法があります。

① 相続した自社株を会社で買ってもらう、その売却代金で相続税を納税する方法

会社法では、株主総会（臨時株主総会でも可）の決議があれば、会社が自己株式を取得することが認められています。自社株を譲渡した株主に対する課税も軽減措置が設けられているため、会社で買取資金があれば有効な納税資金対策となります。

ただし、会社の純資産額が300万円を割ってしまうような自己株式の取得はできませんので、注意が必要です。

② 会社から退職金を支給してもらい、その資金で相続税を納税する方法

会社から生前に退職金を受け取れば、生活資金等として消費した残りを相続人が相続税の納税資金として活用できます。

また、死亡の時まで会社に在職していたとすれば、死亡退職金を相続人に支給することができます。これは、相続税の課税対象となる（500万円×法定相続人の数までは非課税）とともに、相続人が相続税の納税資金として活用できる現金となります。

このほか、会社が支給する一定範囲内の弔慰金は、相続人が現金を受け取るにも関わらず、相続税の非課税財産となります。

③ 非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予制度活用の検討

直接的な納税資金の準備ではありませんが、納税資金の問題を解決するために非上場株式の相続税の納税猶予制度を活用するのもひとつの選択肢です。

ただし、相続発生前に、中小企業経営承継円滑化法に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについて「経済産業大臣の確認」を受けたり、相続後に、同法に基づき、「経済産業大臣の認定」を受けたりする必要があり、使い勝手が悪いという評判もあります。

（坂田）

ペットPhotoコーナー④

名前：ジュン
種類：犬（ゴールデン・レトリバー）
年齢：9歳
特技：ボール探し
チャームポイント：
やんちゃ
好物：パン



大きな体で、犬には弱く、猫に強い。おすわりとすると、なぜか上の写真のように、‘オネエ’になってしまいます（笑）

飼い主：H



名前：まる
種類：犬（黒柴）
年齢：1歳
特技：おすわり
チャームポイント：
顔、すらっと伸びた手足
好物：なんでも

エサが大好きなので、小さいエサ入れだと食べ散らかしてしまいます。なので、今のこの子のエサ入れはステンレス製の洗面器です（笑）

飼い主：Y

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品やサービスが奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス：<http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181